

運賃改定の運賃原価・収入算定における補助金収入の取り扱い

1. 地方バス路線維持関係（赤字補填に係るもので <b>今般対象から除外</b> ）	改正案	現在
(1) 国による補助（幹線補助、フィーダー補助） (2) 自治体による補助（1.(1)に係るもの、自治体単独補助） (3) 車両購入費補助金（1.(1)に係るものに限る）	<b>対象外</b>	対象
2. 運行委託関係（収支差によらない定額のもので、 <b>引き続き対象</b> ）		
(1) 教育機関等からの運行委託（スクールバス） (2) 自治体からの運行委託（コミバスや廃止代替バス） (3) 民間事業者からの運行委託（シャトルバス） (4) エリア一括補助	対象	対象
3. その他（これまでも対象外としているもの）		
(1) 車両購入費補助(1.(1)を除く) (2) 協議運賃等（上限認可運賃に連動しないもの）を適用した路線に対する補助	対象外	対象外

※ 平年度において確実に受け入れが見込まれる補助金額のうち、原則として収支状況によらない定額の補助金額のみを対象とする